

省エネ設備等導入 支援補助金が受けられます!!

～国や県の補助金と併用できます～

募集

2021年
1月4日迄

省エネ設備

- ・高効率照明
- ・高効率空調
- ・業務用給湯器
- ・冷凍冷蔵設備
- ・高効率変圧器

更新で

最大

100万円

再エネ設備

- ・バイオマス利用設備
- ・太陽光発電

導入で

次世代自動車

- ・電気自動車
- ・天然ガス自動車
- ・ハイブリッド自動車
- ・低炭素ディーゼル車

導入で

プラグ
イン

最大

50万円

タクシー

最大

30万円

補助率に
ついて

補助率
補助対象

補助対象経費の1/5または1/3
設計費・設備費・工事費(処分費除く) / 自動車購入費

※補助内容の詳細については、市ホームページをご参照ください。

▶省エネ・再エネ

<https://www.city.sendai.jp/ondanka/jigyosha/actionprogram/hojokin/setsubi.html>



▶次世代自動車

<https://www.city.sendai.jp/ondanka/jigyosha/actionprogram/hojokin/jidousya.html>



対象となる事業者の要件

- 中小企業基本法に定める「中小企業者」であること
- 申請者が市税を滞納していないこと
- 市内に事業所、工場、店舗等を所有していること
- 申請前に事業に着手していないこと
- 「温室効果ガス削減アクションプログラム」に参加していること

温室効果ガス削減アクションプログラムについて裏面で詳細をご紹介します

お問い合わせ

仙台市 環境局 環境企画課

〒980-0802 仙台市青葉区二日町 6-12 二日町第2仮庁舎

TEL : 022-214-8232 / FAX : 022-214-0580

事業者の皆様と ともにアクション

「地球温暖化対策等の推進に関する条例」において、事業活動からの温室効果ガスの排出削減に関する制度を定めています。

温室効果ガス削減アクションプログラム (事業者温室効果ガス削減計画書等)

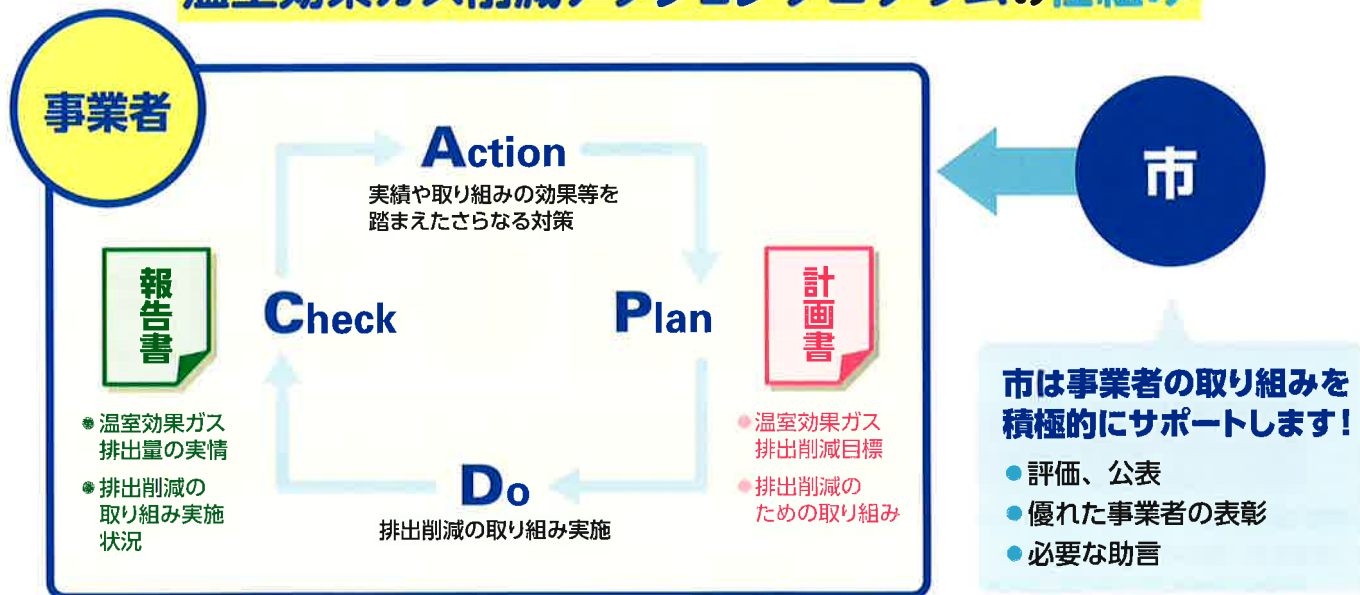
本市の温室効果ガスの約6割は事業活動によるものであり、これを削減することが重要であることから、温室効果ガスを一定程度以上排出しているなどの要件*を満たす事業者の方は、温室効果ガス削減のための計画書等(事業者温室効果ガス削減計画書や報告書など)を作成し、市に提出していただきます。

※要件

- 原油換算1,500キロリットル/年以上のエネルギーを使用する事業所を設置する事業者
- 温室効果ガスを3,000トン/年以上排出する事業所を設置する事業者
- 市内で100台以上の自動車を所有する運送事業者

要件に満たない事業者の方も、任意で制度に参加いただくことが可能です。エネルギーコストの削減や、企業イメージの向上によるPR等にぜひご活用ください。

温室効果ガス削減アクションプログラムの仕組み



この制度に参加いただいた場合の支援

- 市職員と外部専門家が事業所などを訪問し、エネルギーコスト(光熱費、燃料費など)の削減についてアドバイス
- 優れた取り組みについて評価・表彰することにより、事業者の皆様の取り組みを幅広くPR
- 削減事例など、取り組みのお役に立つ様々な情報を提供
- 中小企業者の方向けに省エネ・再エネ設備や次世代自動車(運送事業者に限る)の導入に関し、補助を実施

詳しい内容は、市ホームページ▶事業者向け情報▶環境保全からご参照いただけます。

省エネ設備等導入支援補助金について裏面で詳細をご紹介します

お問い合わせ

仙台市 環境局 環境企画課 〒980-0802 仙台市青葉区二日町 6-12 二日町第2仮庁舎
TEL : 022-214-8232 / FAX : 022-214-0580

このチラシはリサイクルできます。「雑がみ」に分別しましょう。